

地域未来投資促進法及び基本計画について

【要旨】「企業立地促進法」の後継法として、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（通称：**地域未来投資促進法**）が、平成 29 年 7 月 31 日に施行されました。今後、**地域未来投資促進法に基づき県・市町村が一体となった産業振興を図っていく必要がある**ため、地域未来投資促進法及び同法に基づく本県の基本計画等についてお知らせします。

1 地域未来投資促進法の趣旨・目的

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすような事業を実施する**民間事業者等を支援**するものです。

2 地域未来投資促進法の基本的な仕組（事業者支援までの流れ）

（1）市町村及び県による基本計画の策定

国の基本方針に基づき、市町村及び県は地域の特性を生かした成長性の高い新たな事業分野と、その活用戦略等を盛り込んだ地域経済牽引事業を促進するための**基本計画**を作成し、国が同意します。

（2）事業者による「地域経済牽引事業計画」の作成

事業者は基本計画に基づき「**地域経済牽引事業計画**」を作成し、県知事の承認を受けます。（官民連携型の事業計画の場合は、主務大臣が承認）

（3）事業者に対する支援策・優遇措置の実施

地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者は、地域未来投資促進法に基づく国・地方公共団体の**支援策や優遇措置**を活用できます。

3 地域未来投資促進法に基づく本県の基本計画について

本県の基本計画については、平成 29 年 9 月 29 日に国からの同意を受けました。

（1）対象分野

本県の強みである自動車・半導体関連産業を基盤とする成長ものづくりや第 4 次産業革命のほか、先進的な農林水産業、2 つの世界遺産等を活用した観光、様々な発展の可能性の有る文化・スポーツ、環境・エネルギー、ヘルスケア分野等の事業を対象とし、全域における好循環を生み出します。

（2）地域経済牽引事業計画を促進する地域（促進区域）：**岩手県全域**

（3）経済的効果の目標

1 件あたり平均 35 百万円以上の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 年間で 140 件創出し、これらの事業が促進区域で 1.3 倍の波及効果を与え、促進区域で約 6,900 百万円の付加価値を創出することを目指します。

4 地域未来投資促進法に基づく支援策・優遇措置等

（1）主な支援策・優遇措置等

- ア 国・県の補助金を活用した設備投資、人材育成、販路拡大等への支援
- イ 不動産取得税、固定資産税の減免措置
- ウ 情報処理促進のための環境の整備
- エ 事業者からの事業環境整備の提案への対応、相談窓口などの総合的支援体制の整備

（2）支援策・優遇措置等を受けられる要件

事業者がこれらの支援策を受けるためには、本県の基本計画の内容を確認の上、「**地域経済牽引事業計画**」を作成し、**知事の承認を得る**ことが必要です。（県公式 HP において申請マニュアル等を整備し、県として**事業者の円滑な申請に向けた支援**を行っています。）